

だれもが暮らしやすい池田を目指す。

～町民の声が行き届いたまちづくりを～

池田町議会議員の清水 龍司（以下しみず）です。6月定例会後、町内職場環境の改善が見られました。これも皆様のご指摘いただいたおかげであり、今後も町民の声が行き届いたまちづくりを目指していきます。今回は働きやすい職場づくりにむけた子ども預かり施設の質問や町内のゴミ問題、こっぱい屋事業の今後についての質問と、空き家問題に対して1つ提案をさせていただきました。



☎ 080-1517-2461

Q:町内の働き手への環境整備の予定は？

池田町は観光客、子ども向け施設が充実してきました。



ツリービクニックアドベンチャー
(参照:役場HP)



あそびハウスこどもと森
(参照:役場HP)



来年営業予定のフォーシーズンテラス
(参照:役場HP)

どの施設も土日祝日の営業が中心ですが、働き手不足と収益面が課題です。子どもの預かり制度を整備すれば、人手不足が解消されるのではないのでしょうか？

質問!

町内の施設を拡大していくうえで、共働きができるよう、子どもを土日祝日に預けられる施設・設備・サービスを整備するご予定はあるのでしょうか。お答えください。



役

A.県と連携して「子育て短期支援事業」の整備を



- 県内公立施設で前例がない
- 人員確保が困難な状況…



子育て短期支援事業を
県と連携して整備する!

現在、町の施設で実施する予定はございませんが、7月より、土日祝日にお子さんを里親や町外施設でお預かりする子育て短期支援事業を開始しております。現状、確実に希望日での利用ができる訳ではないですが県と連携して使いやすいサービスを目指していきたいと考えています。



子育て短期支援事業ってなあに？



身体・精神上的理由



経済・社会的な理由



出産など家庭養育上の理由

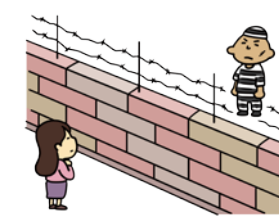
子どもの養育が一時的に困難、又は身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業のことです。

Q:ごみのポイ捨て・置き去りについて

町内で道路、河川、田畑へのゴミのポイ捨てが目立ちます。



ゴミ捨ての現場 1



5年以下の懲役



1,000万円以下の罰金

役場の方々や町民が、捨てられているゴミを常日頃から拾って頂いています。本当に素晴らしい事です。しかしながら役場のサイトにも掲載されている通り、ポイ捨ては不法投棄にあたり5年以下の懲役、1000万以下の罰金です。また車からのポイ捨ての場合は道路交通法第76条も併せて違反となります。

不法投棄を見つけたら

廃棄物だと分かった場合

一見してゴミ・廃棄物と分かる場合は各自治体へ相談してください。池田町の場合は総務財政課(0778-44-8033)になります。

不審な廃棄物の場合

中身が分からず危険性を感じる場合、ゴミは動かさず地元の警察署へ通報してください。池田駐在所(0778-44-6029)になります。

町内の不法投棄が増えています。

町外事業者だけでなく、町内事業者のゴミの置き去りも見受けられます。

ゴミを拾ってくれている方も限界があります。



質問!

町を綺麗に保つことは、捨てにくい環境を作ることにもなります。町としてポイ捨て、置き去りについてもう少し厳しくしていきませんか？

役

A.防犯カメラを設置予定



クリーン活動の実施



道路管理者の回収作業



防犯カメラを
新たに導入予定!

現状、道路へのポイ捨てにつきましては道路管理者の方での回収、集落やボランティア団体によるクリーン活動の実施を行っております。また不法投棄については回収及び警察への通報を連携して対応している状況です。トンネル開通後は池田町を訪れる方が増えることが想定されるので、新たに池田町の入り口5か所に防犯カメラの設置を予定しております。